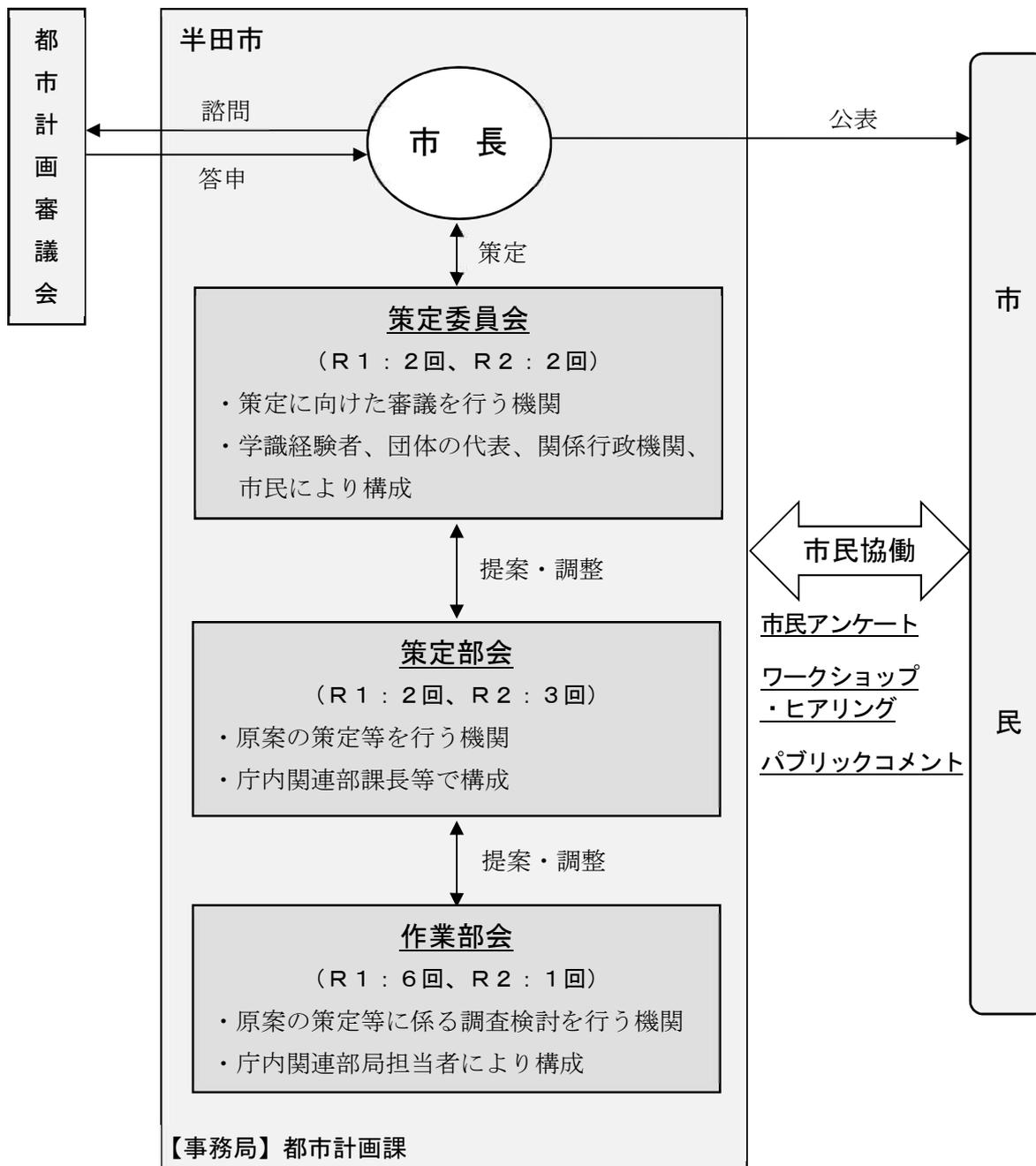


1. 計画の策定体制



2. 策定経過

年	月	策定委員会	策定部会	作業部会	市民協働	その他
令和 元 年度	5月	委員会設置				
	6月					
	7月					
	8月			29日 第1回	市民アンケート実施	
	9月			19日 第2回		
	10月			1日 第3回		
	11月	28日 第1回	5日 第1回			
	12月			11日 第4回 26日 第5回		
	1月			21日 第6回		
	2月	25日 第2回	12日 第2回			
	3月					
令和 2 年度	4月					
	5月					
	6月				地域別ワークショップ 第1回（3地域）	
	7月				地域別ワークショップ 第1回（2地域）	
	8月		27日 第3回	19日 第7回	ワークショップメンバーへのヒアリング※（5地域）	
	9月					都市計画審議会委員に 意見照会
	10月		12日 第4回			
	11月	11日 第3回				
	12月				パブリックコメント実施	
	1月			21日 第5回		
	2月	第4回 （書面開催）				26日 都市計画審議会
	3月					

※新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、ヒアリングにより各地域の参加者に個別に意見を伺った。

3. 策定委員会、策定部会及び作業部会

(1) 半田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村が定める都市計画に関する基本的な方針として、半田市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に規定される半田市立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)の審議を行うため、半田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体代表
- (3) 市民の代表
- (4) 行政機関の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、14名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会及び作業部会の設置)

第7条 委員会の補助機関として、半田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定部会（以下「策定部会」という。）及び半田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 策定部会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の原案の策定
- (2) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定にかかる重点課題の調整
- (3) その他必要事項の検討

3 作業部会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の原案策定のための調査及び検討
- (2) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定にかかる重点課題の調査及び検討
- (3) その他必要事項の検討

4 策定部会及び作業部会は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 策定部会の部会長及び作業部会の部会長は、委員長が指名する。

6 策定部会及び作業部会において、必要と認められる場合は、議事に関係のあるものに対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会、策定部会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を公表した翌日からその効力を失う。

別表第1（第7条関係）

企画部長、総務部長、市民経済部長、水道部長、建設部長、防災監、企画課長、環境課長、経済課長、土木課長、建築課長、市街地整備課長、下水道課長、都市計画課長 (計14名)
--

別表第2（第7条関係）

企画課、防災交通課、環境課、経済課、土木課、建築課、市街地整備課、下水道課、都市計画課の職員各1名 (計9名)
--

(2) 委員名簿

①策定委員会

	所 属	氏 名
委員長	名古屋市立大学 名誉教授	瀬口 哲夫
副委員長	日本福祉大学 准教授	鈴木 健司
委 員	半田市農業委員会 会長	長尾 興家
	半田商工会議所 専務理事	小柳 厚
	半田市商店街連合会 会長	城平 直人
	社団法人愛知建築士会半田支部 まちづくり委員会委員長	北村 正信
	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 会長	加藤 金吉
	半田市区長連絡協議会 会長	藤牧 実 (令和元年度) 大高 博 (令和2年度)
	市民代表	岩田 須美子
	市民代表	曾根 香奈子
	市民代表	榊原 顕太郎
	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課 課長	片山 貴視 (令和元年度) 齊藤 保則 (令和2年度)
	愛知県知多建設事務所 所長	横山 甲太郎 (令和元年度) 片山 貴視 (令和2年度)
	副市長	堀寄 敬雄
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官	地下 調 (令和元年度) 嘉戸 重仁 (令和2年度)

②策定部会

	役 職 等	氏 名
部会長	建設部長	大山 仁志
部会員	企画部長	竹部 益世 (令和元年度) 山田 宰 (令和2年度)
	総務部長	山本 卓美
	総務部防災監	柘植 信彦
	市民経済部長	滝本 均
	水道部長	斉藤 清勝 (令和元年度) 村瀬 浩之 (令和2年度)
	企画課長	山田 宰 (令和元年度) 大木 康敬 (令和2年度)

	防災交通課長	柘植 信彦
	環境課長	大嶽 浩幸
	経済課長	出口 久浩
	下水道課長	森下 雅仁
	土木課長	村瀬 浩之 (令和元年度) 榑原 健史 (令和2年度)
	建築課長	神戸 伸公
	市街地整備課長	奥田 陽一
	都市計画課長	田中 秀則

③作業部会

	役 職 等	氏 名
部会員	企画課	中村 省吾
	防災交通課	間瀬 勝信
	環境課	中村 裕道 (令和元年度) 森下 直孝 (令和2年度)
	経済課	新美 和明 (令和元年度) 竹内 法道 (令和2年度)
	下水道課	加古 浩資
	土木課	内田 尚良
	建築課	若林 憲 (令和元年度) 竹内 正治 (令和2年度)
	市街地整備課	岸岡 宏昌
	都市計画課	石川 憲一
要綱第7条 第6項出席者	建設部付課長	三浦 恒
	税務課	赤坂 雪江

④事務局

	役 職 等	氏 名
都市計画課	課長	田中 秀則
	副主幹	石川 憲一
	主査	林 純一
	主事	石橋 烈

4. 地域まちづくりワークショップ・ヒアリングの経緯

5地域において、地域まちづくりワークショップ、ヒアリング※を実施しました。ワークショップには各地区の区長、各小学校のPTA関係者、市内事業者等に参加していただき、以下のテーマについて意見を伺いました。

ワークショップ

- ▼開催日程：(半田・成岩・青山) 令和2年(2020年)6月27日
(乙川・亀崎) 令和2年(2020年)7月4日
- ▼テーマ1. 地域の良いところ、自慢できるところ
2. 中心市街地(名鉄知多半田駅から市役所周辺まで)のまちづくり



ヒアリング

- ▼開催日程：令和2年(2020年)8月
- ▼テーマ3. 地域の取組みについて
4. 今後の地域づくりの目標

※新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、ヒアリングにより各地域の参加者に個別に意見を伺った。

5. パブリックコメント

結果概要

募集期間	令和2年12月2日(水)～令和3年1月4日(月)		
募集方法	市報及びホームページに掲載するとともに、市役所(1階意見募集コーナー、3階都市計画課)、雁宿ホール、市民交流センター、図書館・博物館、公民館(有脇、亀崎、乙川、上池、岩滑、板山、成岩、神戸)、乙川交流センターニコパルに概要版を設置し、意見を募集した。		
提出件数	5通 8件		
意見概要	I 計画の概要	計画策定の背景と目的	1件
	III 全体構想	都市づくりの目標	1件
		分野別方針	2件
	IV 地域別構想	亀崎地域	1件
		乙川地域	2件
V 都市づくりの進め方	進行管理	1件	

6. 用語解説

あ行

い	一戸一灯運動 (いっこいっとううんどう)	地域住民が連携し、自宅の門灯・玄関灯を一晩中点灯することで、夜間の住宅街を明るくし、犯罪発生を予防する取組み。
	1.5車幅右折帯 (いってんごしやはぼうせつたい)	道路を拡幅し右折帯を設けることが困難な交差点について、右折待ち車両による渋滞緩和のため、既存の路側帯や中央分離帯の撤去等により、簡易的な右折帯としたもの。
う	雨水貯留機能 (うすいちよりゅうきのう)	敷地内に降った雨を一時的に貯留し、河川等への雨水の流出を抑制する機能。
え	SCU【staging care unit】 (えすしーゆー)	広域搬送拠点臨時医療施設の略称である。地震や津波などの大規模災害が発生したときに、ヘリ等で傷病者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送するための臨時施設。
	園芸農業 (えんげいのうぎょう)	都市部へ出荷することを目的とした、野菜や果物、花き等の栽培。

か行

き	狭あい道路 (きょうあいどうろ)	緊急車両等の通行や防災上支障となる、幅員が4mに満たない狭い道路。
	協働 (きょうどう)	複数の主体が課題の解決に向け、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、協力して進めること。
	共同汚泥処理 (きょうどうおでいしより)	複数の自治体の単独公共下水道や集落排水の汚泥を集約し、1つの汚泥処理施設で処理すること。
	居住誘導区域 (きょじゅうゆうどうくいき)	人口減少が進行する中、商業・福祉・子育て等の都市機能が維持されるよう居住を誘導し、人口密度を確保する区域。
	緊急輸送道路 (きんきゅうゆそうどうろ)	災害直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために指定された道路。
	近隣商業地域 (きんりんしょうぎょうちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、周辺の住民が日用品の買い物等をするための地域。住宅や店舗のほか、小規模な工場も建築できる。

く	区画街路 (くかくがいろ)	街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する道路であり、宅地の大きさや形状を規定するとともに、日照・通風の確保等の役割をもつ。
け	景観形成重点地区 (けいかんけいせいじゅうてんちく)	特に重点的に景観に配慮したまちづくりを進める地区で、本市では半田運河周辺地区、亀崎地区、岩滑地区を指定している。
こ	公共交通空白地域 (こうきょうこうつうくうはくちいき)	駅やバス停が一定の距離範囲内(駅から800m、バス停から300m)にない地域。
	公共交通ネットワーク (こうきょうこうつうねっとわーく)	鉄道・バスなどの公共交通を駅などの拠点や住宅間で結ぶネットワーク。
	工業専用地域 (こうぎょうせんようちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居等の建築はできない。
	工業地域 (こうぎょうちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の業務の利便の増進を図る地域。工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテル等は建築できない。
	耕作放棄地 (こうさくほうきち)	以前は耕作されていたが、1年以上作物を栽培しておらず、今後数年間においても再び耕作する見込みのない土地。
	高度利用 (こうどりよう)	高層な建物の誘導による効率的な土地利用を図るための施策。
	護岸施設 (ごがんしせつ)	高潮や波浪、津波の侵入を防ぐため、海岸線をコンクリート等で覆った港湾の施設。

さ行

さ	里山 (さとやま)	居住地域の近くに広がり、地域住民に継続的に利用されることにより、人々の生活と結びつきながら維持管理されてきた森林。
し	市街化区域 (しがいかくいき)	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化区域編入 (しがいかくいきへんにゆう)	市街化調整区域から市街化区域へ変更すること。
	市街化調整区域 (しがいかちょうせいくいき)	都市計画区域のうち、市街地としての開発や整備を抑制する区域。

	自然増減 (しぜんぞうげん)	出生と死亡による人口の増減。出生が死亡を上回る状況を「自然増」という。
	自動車専用道路 (じどうしゃせんようどうろ)	都市高速道路や都市間高速道路、一般自動車等、自動車交通のための道路で、自動車以外は通ることができない。
	社会増減 (しゃかいぞうげん)	住民が市外に転出することや市外から転入することによる人口の増減。市外へ出て行く人が多い状況を「転出超過」、市内へ入ってくる人が多い状況を「転入超過」という。
	重要港湾 (じゅうようこうわん)	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾。
	主要幹線道路 (しゅようかんせんどうろ)	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の地域間の交通を処理する道路。
	準工業地域 (じゅんこうぎょうちいき)	都市計画法による用途地域の1つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域。住宅や店舗等多様な用途の建物が建てられる。
	人口カバー率 (じんこうかぱーりつ)	市全体人口に対して、各施設の徒歩での利用圏内に居住する人口の割合。
	浸透ます (しんとうます)	集めた雨水を、その底部や側面から地中に浸透させる施設。
せ	生物多様性 (せいぶつたようせい)	「生態系の多様性」、「生物種の多様性」、「遺伝子(種内、固体群)の多様性」の3つのレベルから捉えられる生物やその生息環境の多様さを表す概念。
	せこみち	本市の亀崎地域に残る細い道のことで、この地域の方言で「せこ」、「せこみち」と呼ばれている。

た行

た	第三次救急医療機関 (だいさんじきゅうきゅういりょうきかん)	緊急性・専門性の高い疾病や、複数の診療科領域にわたる疾病等に対応して、高度な専門的医療を24時間体制で実施する救命救急センターを設置する医療機関。
	脱炭素型都市 (だつたんそがたとし)	2050年のCO ₂ 排出量実質ゼロを目指す脱炭素社会に取り組む都市。
ち	地区幹線道路 (ちくかんせんどうろ)	市の骨格を形成し、市街地の幹線的な機能を果たす道路。

	<p>地区計画 (ちくけいかく)</p>	<p>都市の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。住民等の意見を反映して、独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる計画。</p>
	<p>地籍調査 (ちせきちょうさ)</p>	<p>主に市町村が主体となり実施する、土地の基本的な情報である所有者、地番、地目、境界、面積に関する調査。</p>
	<p>長寿命化 (ちょうじゅみゆうか)</p>	<p>施設等について適切な維持管理・修繕を行うことで、コストを抑えながら耐久年数を延ばすこと。</p>
と	<p>透水性舗装 (とうすいせいほそう)</p>	<p>雨水を地中へ浸透させることにより雨水流出抑制を図るための舗装。</p>
	<p>道路後退用地 (どうろうこうたいようち)</p>	<p>4 m未満の前面道路がある敷地において建替え等の建築行為を行う場合、生活環境を向上させるため、敷地の境界線を後退させることが建築基準法により定められている。道路後退用地とは、道路と後退した敷地の境界線との間の土地のことを指す。</p>
	<p>都市幹線道路 (としかんせんどうろ)</p>	<p>都市間・都市内の各地区や主要な施設間を結ぶ幹線道路。</p>
	<p>都市機能増進施設 (としきのうぞうしんしせつ)</p>	<p>居住者の共同の福祉や生活の利便性を向上させる商業・福祉・子育て等の施設。</p>
	<p>都市計画公園 (としけいかくこうえん)</p>	<p>主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションを目的とした都市施設として都市計画に定められる公園。</p>
	<p>都市景観大賞 (としけいかんたいしょう)</p>	<p>「都市景観の日」実行委員会が主催する、良好な景観や、景観に関する優れた活動に対する表彰制度。平成29年度に半田運河周辺地区が受賞した。</p>
	<p>土地区画整理事業 (とちくかくせいりじぎょう)</p>	<p>公共施設の整備と宅地の利用増進を進めるため、土地区画整理法に基づいて、土地の区画の形成の変更と公共施設の整備を行う事業。</p>
	<p>土地利用 (とちりょう)</p>	<p>土地の状態や用途といった利用状況のこと。</p>

な行

に	<p>荷役施設 (にえきしせつ)</p>	<p>貨物の積み下ろしや仕分け、運搬等の作業を行う港湾施設。</p>
---	--------------------------	------------------------------------

は行

は	パークアンドライド (ぱーくあんどらいど)	最寄りの駅やバス停等まで自動車で移動し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう手段。
	ハザードマップ (はざーどまっぷ)	地震や津波、高潮等の自然災害が発生した場合の被災想定区域や避難場所、避難経路等を示した地図。
ほ	補助幹線道路 (ほじょかんせんどうろ)	幹線道路と区画街路を連絡し、区域内の交通を集散させる機能をもつ道路。
	保存樹木 (ほぞんじゅもく)	半田市緑のまちづくり条例に基づき指定される、都市の美観風致を維持するために保存が必要な樹木。

ま行

ま	まちなか居住 (まちなかきょじゅう)	駅周辺等で商業・業務機能や交流機能、交通機能等の都市活動に必要な多様な機能が充実した市街地(まちなか)に居住すること。
---	-----------------------	---

や行

よ	用途地域 (ようちいき)	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業等の都市の諸機能を適切に配分するため、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態等の規制を通して、目的にあった建築物を誘導するために指定するもの。本市では、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の11種類の用途地域を指定している。
---	-----------------	---

ら行

れ	連続立体交差事業 (れんぞくりったいこうさじぎょう)	鉄道を高架化または地下化することにより、道路と交差する複数の踏切を除去し、道路交通の円滑化を図る事業。本市では、JR半田駅周辺においてJR武豊線の高架化による連続立体交差事業を進めている。
---	-------------------------------	--